

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第35回 平成22年 2月1日開催 午後6時30分から午後9時15分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、中山、林、山岸、高山

傍聴者 0名

配布資料

- ・第38回運営会次第
- ・第24回検討連絡会議の資料一式
- ・第35回区民検討会議ワークショップの進め方・全体討議の進め方
- ・検討項目9「地域の基盤」第34回ワークショップの全体まとめ
- ・検討項目9「地域の基盤」第34回ワークショップの各班まとめ
- ・住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理(第31・32・33回の全体討議より)
- ・各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較
- ・第34回区民検討会議開催概要

1 運営会(1月21日)の報告

検討連絡会議中間報告会(1月30日開催)について

区民代表委員6名が、1月26日午後4時から2時間程度、中間報告会の報告内容について検討することとなった。区民代表委員以外の運営委員も参加して意見をいただきたい旨、事務局から依頼があった。【報告】

第35回区民検討会議(2月1日開催)の進め方について

前回(第34回)に引き続き、ワークショップ形式で検討項目9「地域の基盤」を行うこととした。前回のワークショップの各班のシートを事務局でまとめ、各班の検討内容を相互に参考にしながら検討を行うこととなった。

前回のワークショップで、新たな地域自治組織を必要とした班は、その目的や役割を検討し、新たな地域自治組織を不要とした班は、どのように地域自治を強化していくかを検討することとした。

また、検討項目8「住民投票」の年齢要件と発議の要件等についての全体討議も行うこととした。【報告】

第24回検討連絡会議(1月26日開催)について

前回(1月14日)に引き続き、区分F:地域自治(地域の基盤)についての検討を行うこととなっているが、区民検討会議はまだワークショップ段階のため、経過報告のみ行うこととした。住民投票についても、区民検討会議で検討できていなかったため、案の提示を延ばすこととした。

また、2月5日の連絡検討会議で、中間報告会の結果報告を行い、それを検討連絡会議で確認してもらうよう提案することとした。【報告】

2 検討連絡会議(1月26日)の報告

区分 E:住民参加の仕組みの検討状況について、以下のように区民、議会、行政の三者から報告があ

り、意見交換が行われた。【報告】

区民検討会議

- ・ ワークショップを行ったが、まだ決定に至っていない。
- ・ 発議権者について、一度合意されたが再度議論されている。

議会

- ・ 住民投票について常設型と表現できる形にしても、細かいことは書き込まない。

座長

- ・ 基本条例に書き込むかどうかは別にしても、住民投票のイメージを作ることに努めるようにとの意見があった。

区分 F:地域自治(地域の基盤)の検討状況について、以下のように区民、議会、行政の三者から報告があり、意見交換が行われた。【報告】

区民検討会議

- ・ 新しい地域自治組織の必要・不必要についてワークショップを行ったところ、4班中1班が、現行の組織のままで、新しい自治組織は不必要であるという意見があった。
- ・ 区民検討会議としては、重要な事項なので時間をかけたい。

議会

- ・ 「地域自治の推進」について、「地域の特性と自主性をいかし、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりの仕組みを目指す」という文言にまとめた。
- ・ 「地区協議会」について、「一定の地域区分を定め、それぞれの地域の協議会を設置する」という文章を練った。
- ・ 「地域自治の推進」「地区協議会」ともに議論の最中であり、地区協議会や町会の方々と話し合いながら議論を進めていくこととすることを考えている。

行政

- ・ 「地域自治組織の目的および設置」について、以下の文言にまとめた。
 - 1 区民は自主的に地域の課題解決を図るため、別に定める区域区分ごとに地域自治組織(以下、 とする)を自ら設置することができる
 - 2 区は地域自治組織を推進するため必要な措置を講じるよう努めなければならない
- ・ 1について、“区域区分ごとの地域自治組織”については、現行の町会、自治会などの既存の組織を尊重していく。そこでできないものは、他のものを公式に作る。
- ・ 1について、“(以下、 とする)”については、まだ議論の途中である。
- ・ 2について、必要な措置の例として“自治の範囲(単位)として区域区分の決定、区域区分ごとに地域自治組織の認証、認証した地域自治組織への活動支援”などがあげられた。
- ・ これからの議論では、町会、地区協議会を見据えながら、議論していく。

座長

- ・ どんな区域区分、どんな組織をつくることにしても、そこで汗を流して一緒にやろうと住民が思わなければ、入れ物だけで終わってしまうので、区民検討会議の提案というものを中心に考えていくことになると思う。
- ・ 新宿自治創造研究所が3月に最終報告をとりまとめることから、結果を参照しながら、3者で検討していくことになるだろう。

今後の三者案の調整の仕方について、以下のことが決定した。【報告】

- ・ 今まで3者6名ずつで検討をしてきたが、議論の進行上、テーマごとに各2名(行政側は1名もあり得る)の体制を組み、検討していくこととした。
- ・ テーマごとに検討したものを、検討連絡会議に戻して、また検討という手順を何回か繰り返し、最終調整は副座長会で決定することとする。

区民討議会の運営委託業者の選定方法について、専門の業者に委託することとなった。【報告】

区民アンケートの内容について、委託先の業者から出されたアンケートの案を、3者で議論することとなった。【報告】

3 ワークショップの進め方についての説明

ワークショップの進め方について、以下の説明があった。

説明の詳細については別紙のとおり。

- ・ 検討項目9『地域の基盤』についてワークショップを行う。
- ・ 新しい地域自治組織が必要とした班は、それがどのような組織なのかについて、役割や意義について検討する。
- ・ 新しい地域自治組織が不必要とした班は、検討項目5『区民参加の仕組み』で合意した「地域自治組織を強化」していくために、どうすればよいのかについて検討をする。
- ・ 検討項目9『地域の基盤』に何をどこまで盛り込むのかについて、班ごとに意見をまとめる。
- ・ 検討後、各班の発表を行う。

4 ワークショップ

検討項目9『地域の基盤』について、ワークショップを行った。

ワークショップで出された各班の意見について、グループ発表を行った。

グループ発表の詳細は別紙のとおり。

5 全体討議の進め方についての説明と全体討議

全体討議の進め方について、以下の説明があった。

- ・ 検討項目8『住民投票』のうち、以下の三点について、全体討議を行う
 - 投票権者の年齢要件についての検討
 - 住民の発議(議会の議決を得ずに実施する場合)の要件について、1/10以上とすることが合意されているが、運営会から区民検討会議に再検討を提案があるので、再検討するしなかも含めての検討
 - その他住民投票について検討すべき事項(住民の発議(議会の議決得て実施する場合)など)についての検討
- ・ 投票権者の年齢要件についての検討は、前回、資料説明のあった、「住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理」を踏まえ、「18歳以上」と「公職選挙法を準用する(20歳以上)」のそれぞれの立場から議論する。
- ・ 他の二点についての検討方法は逐次説明する。

検討項目8『住民投票』のうち、投票権者の年齢要件について全体討議が行われ、以下のことが合意された。

年齢要件について

- ・ 投票権者の年齢要件は 18 歳以上とする。

事務局より、直近の区議会議員選挙における当選者の最高得票数、最低得票数、当選者の平均得票数について前回会議での質問に答えた。

区民検討会議として、区民討議会の位置づけを改めて確認し、その結果に対する構えを整理しておく必要があると提案があり、その取り扱いについて、まず運営会で検討することとなった。

全体討議の進め方についての説明と全体討議の内容の詳細は別紙のとおり。

なお、住民の発議（議会の議決を得ずに実施する場合）の要件について、その他住民投票について検討すべき事項（住民の発議要件（議会の議決得て実施する場合）など）については審議未了である。

6 事務連絡

2月11日（木）開催の次回区民検討会議は、16時開始である。

以上

第35回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	35回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	×
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	×
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	×
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			20

ワークショップの進め方について

ファシリテーター ワークショップの進め方について説明します。本日は7時55分までワークショップをし、各班2分で発表してもらいます。その後全体討議をします。全体討議の議題は検討項目8『住民投票』の投票権者と発議要件についてです。

では、【資料3】第35回区民検討会議 ワークショップの進め方をご覧ください。本日も、検討項目9『地域の基盤』の検討をします。前回(第34回)のワークショップでは、新しい地域自治組織が必要か不必要か、またその理由について検討しました。そこで必要とした班は新しい地域自治組織が必要とした班はどのような組織なのかについて、役割や意義などについてさらに検討を深めます。具体的な内容はまた後で説明します。不必要とした班は地域自治組織を強化するためにはどのようにしたらよいのかについて検討します。これについても具体的な内容は後で述べます。もう一つの目的は最終的に自治基本条例の検討項目9『地域の基盤』に何をどこまで盛り込むのかについて各班で意見をまとめます。今日はここまで進んで下さい。このワークショップにおいて、「新しい地域自治組織」とは、「既存の組織にとらわれない、新たな視点の地域自治組織」を言います。

今日、ワークショップで使う資料は、前回使用した各班の模造紙、【資料5】第34回ワークショップ全体まとめ、【資料6】第34回ワークショップ各班まとめ、第34回【資料7】条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方、第34回【資料9】条例に盛り込むべき事項と留意点 5. 区民参加の仕組みです。

今日の進行方法は、まず、ワークショップを始める前に、議論の前提となる合意事項について、第34回【資料7】と第34回【資料9】で確認します。その後、グループワークとなります。前回の模造紙と【資料5】、【資料6】を参考にしながら、以下の視点で検討してください。前回使用した模造紙の付箋紙を新しい模造紙に移動させます。追加する事項があれば付箋紙に記入して新しい模造紙に貼など検討の経緯を記入しながら進めてください。【資料3】の裏面をご覧ください。新しい地域自治組織が必要となった班では、例えば新しい地域自治組織の目的、意義、機能、役割、区との関係性などについて前回の議論を深めて下さい。新しい地域自治組織が必要でないとなった班では、どうすれば地域自治組織を強化できるのかについて検討します。例えば、既存の組織をどのように強化するのか(具体的に)、地域自治につなげるためにはどうしたらよいかなどについて検討して下さい。いつものように見出しをつけていただくと進めやすいと思います。そして、各班で最終的に自治基本条例の検討項目9『地域の基盤』に何をどこまで盛り込むのかについて検討します。

ここまでで質問はありますか。

委員 「新しい地域自治組織」には地区協議会は含まれているか。

ファシリテーター 現在の地区協議会ではなく、全く新しい視点で理想の地域自治組織を考えて下さい。

委員 地区協議会は地域ごとにより成長の度合いが違う。上手く機能しているところとそうでないところがある。上手くいっているところは、それを充実させれば良いと考えるなら、新しい地域自

治組織は必要ではないということになるのか。

ファシリテーター そうです。

事務局 補足します。新しい地域自治組織は物理的に新しいのではなく、あるべき地域自治組織の姿を議論して、結果的に今の地区協議会が変われば良いという考えになることもあるかもしれません。今の地区協議会をどのようにするかよりも、そのような組織のあるべき姿を考えて下さい。結果的に今の地区協議会が充足しているのであれば、今の地区協議会で良いということになります。それは最終的に判断するのであって、ここではどのような地域自治組織がどのようにあるべきかから考えて下さい。

ファシリテーター 他に質問はありますか。

委員 前の模造紙と新しい模造紙があるが、新しい模造紙に貼っていくのか。前の模造紙の付箋を移動させるのか。

ファシリテーター 移動させて下さい。前回の模造紙に貼っていただいた付箋の中で、新しい地域自治組織についての意見などのようにまとめていって下さい。

よろしいですか。

では、グループで話し合う前に、第 34 回【資料 7】条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方と第 34 回【資料 9】条例に盛り込むべき事項と留意点 5. 区民参加の仕組みをご覧ください。今から条例の基本的考え方の目的と区民参加の仕組みの地域自治のところを読み上げます。

条例の基本的考え方の目的は「理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする」、区民参加の仕組みの地域自治は「区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない」ということになっています。ここから新しい地域自治組織について検討して下さい。

では、よろしく申し上げます。時間は 7 時 55 分までです。

(ワークショップ)

各班の発表

ファシリテーター 今から発表していただきますが、先程の[資料3]第35回区民検討会議 ワークショップの進め方の中の、(3)各班の発表をご覧ください。ここに各班の発表のポイントを書きました。各班2分をお願いします。

新しい地域自治組織が必要だと考えた班は、ア)の目的、意義、機能などの項目の結論を、不必要だと考えた班は、イ)のどのように強化するなどの項目について結論を発表して下さい。そして最後に自治基本条例に盛り込むべき事項について班として合意できたら発表して下さい。

4班からお願いします。

4班発表 4班は、前回までは新しい地域自治組織をつくる必要ではなく、現行の組織を活用するという結論であった。もう一回話し合った結果、ア)新しい地域自治組織が必要とイ)新しい地域自治組織が必要でない、の中間になった。その理由は、この班のメンバーが比較的地区協議会に期待しているからである。だから、明確にア)新しい地域自治組織が必要であるとなったわけではない。しかし、今の地区協議会のままで良いわけでもないというのが前提にある。既存の組織を失くすのはもったいないのでどのように改善させていくのかを考えた。地区協議会を例に出しているが、新しい地域自治組織のことかもしれない。そこで、既存の組織をどのように強化していくかはまだ分からない。情報を流す場合も、町会で滞ってしまっているのを正しく共有するためにどのようにするかを考えても大変であるという話が出た。細かい役割や仕組みを考えないといけないと全体が動かないのではないかということになった。このようなことから、いろいろな問題があるということになった。地域自治にどのように繋げていくか、新しい地域組織がどのように機能していけば良いのかについては、地域にある権限は与えられないと今まで通りになってしまう。それから、既存の組織をグレードアップさせたとしても限界がある。地域の人びとだけでなく、外部の団体をアドバイザーとして取り込むなどの組織構成は考えないといけない。権限については、財源についての話もあった。各地で問題解決に必要な予算について地域で優先順位をつけることや、行政区のやり方をいれるような仕組みづくりが必要である。例えば、議会の中に地域の代表者をしっかり入れるなどのような仕組みも必要である。その代表者が何かはまだ議論していない。それから既存の組織はたくさんあるので全体が同じ情報を持ち、地区内でも同じ情報を持つような組織が望まれる。最終的に自治基本条例の検討項目9『地域の基盤』にどのように盛り込むかは、まとまっていない。今の組織を改善することが可能なのかも詰めて話さないといけない。具体的に新しい地区協議会をつくれということは今の段階では言えない。以上である。

ファシリテーター では3班をお願いします。

3班発表 始めに、新しい地域自治組織は必要かについては、町会が非常によく運営されているところがあれば、地区協議会が模範的なところもあるので、それぞれを強化していけばいい。強化というのはネットワークの構築である。そこで既存の組織を一本化して機能させるのがいい。一本化するときに町会を中心にするのか、地区協議会を中心にするのかは、既存の組織を一本化して新しい組織をつくるために一歩進んだ考え方が必要である。理由は一本化しないと人・金・モノが分散してしまうからである。受け手が一つなのに組織がたくさんあるのは不合理である。一本

化というのは全てを詰め込むというわけではなく、課題ごとにぶら下がるような組織である。それは、次世代に形として残していこうという考えだ。目的としては、地域課題の解決でまちづくりに繋がるということである。地域課題解決のために必要な人員で、青壮年部もあるという話しもあった。また、開かれた組織であるからいつでも誰でも入ってこられる組織である。また、高齢者や一部の人の組織でないことという意見もあった。それから目的の一つには、住民同士が繋がれる組織ということもあった。機能としては安全安心を担うことも一つである。安全安心は防災に留まらず、人間が生きていくための基本的なところで安心安全を考えている。それから新しい組織は都市内分権を担う組織であるという意見もある。役割は地域に関わるだけでなく、区政に関することも兼ね備えた役割としてもっている。区との関係性は予算と人を区から出して、初めて組織として出来上がる。そこをはっきり明確にして新しい地域自治組織をつくるということである。それで、条例にどのように盛り込むかは、「目的を実現するために地域自治組織を設置することができる」として将来につなげていきたい。検討中だが、このような形にしたい。以上です。

ファシリテーター 続いて2班お願いします。

2班発表 2班は新しい地域自治組織は必要であるという結論になった。新しい地域自治組織の目的、意義は「それぞれの地域の問題を解決するために広く多様な住民が参加できる場をつくる」、「広く多様な住民の意見、考えを吸い上げる仕組みをつくる」、「より住民に近い自治組織をつくる」である。「広く多様な住民」の“多様な”は新しい人、団体、NPOなどの市民団体、企業、子供、お年寄り、関心ある人の全てが含まれている。それから新しい地域自治組織の機能、役割は「個人、団体を繋げる」、「話し合ったり、行動するのに適した一定の規模に分ける」、「行政や議会に対する意見や提案を集約する」、「地域の特徴をいかす」、「地域にあった細かなサービスを提供する。また、それを受けることが出来る」、「安全を管理する」ということである。区との関係性については、今の地区割りである10地区を想定し、地域の自主的な自治組織とする。それから裁量権を持つ組織である。この裁量権という意味は地域自治の財源を保障するということが含まれる。そして最後に自治基本条例にどのようなことを盛り込みたいかについては、これについては今回議論した目的、意義、機能、役割、区との関係性については最低限盛り込むことが必要であるとまとめた。他に盛り込むべき項目があるかについては検討中である。

ファシリテーター 最後に1班お願いします。

1班発表 1班は新しい地域自治組織は必要であるという結果になった。新しい地域自治組織の目的、意義は地域住民の区政参加の場として、そこでどうして区政に区民参加が必要かを考える新しい組織をつくる。議会に対して提案できる権限が無くてはならない。目的を項目別に出しているが、文章になるほどまとまっていらない。新しい地域自治組織は何をどこまで盛り込めばいいかは、出来上がったら良いわけではないので、何をどこまで盛り込むのかを全体で議論しなければいけないという意見が出されていた。機能と役割についても項目別にし、青い付箋がマイナスの意見で、赤と緑の付箋が必要という意見である。地域内の問題を解決するために新しい組織をつくるというのが機能であり、目的であるという意見が多かった。メンバーが選出方法によっては硬直化するのではないか、今までの弊害から役割の明確化についての議論がされた。新し

い地域自治組織と区との関係は、区政・行政との情報共有の場であるという区との関係を明記する。また、予算付け、自発性のある組織を模索することが必要との意見も出た。現行の区割りを検討するという意見もあった。以上です。

ファシリテーター ありがとうございました。グループ発表を終了します。

全体討議の進め方と全体討議

ファシリテーター 今から全体討議を始めます。【資料4】第35回区民検討会議 全体討議の進め方の修正版と【資料7】住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理、【資料8】各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較をご覧ください。

全体討議の進め方を説明します。今日の目的は、検討項目8「住民投票」の投票権者の年齢要件について、区民検討会議としての提案をまとめます。また、住民の発議(議会の議決を得ずに実施する場合)の要件について、1/10以上とすることが決まりましたが、運営会から区民検討会議に再検討を提案することになりました。そして、住民の発議(議会の議決得て実施する場合)について検討します。今日はこの三つについて結論だしたいと思うのでよろしくお願いします。

今日使う資料は【資料7】住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理(第31・32・33回の全体討議より)と【資料8】各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較を使います。【資料7】は今から議論する年齢要件についての資料です。

まず、住民投票の年齢要件について説明します。前回、【資料7】の住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理について、資料説明がありました。今回は、それぞれの立場から客観的な根拠に基づいた理由をつけて発表していただきたいです。最初に、運営会から「18歳以上」という意見があったので運営委員から問題提起をしていただけないでしょうか。

委員 【資料7】住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理をもとに話し合った。その中で、消去法で結論を出した。「公職選挙法を準用する・20歳以上とする」の意見の中で「公職選挙法と整合性がある」、「国に任せる」などの意見を消去していくと、「18歳以上とする」が良いという意見になってきた。それはなぜかという、公職選挙法は自分たちがつくりようとしている自治をどのように皆が構築していくかを考えると、それにこだわる必要がない。あるいは、国も「18歳以上にする」にまとまりつつある。それから諸外国も「18歳以上とする」が多いなどの理由で「18歳以上とする」ほうが良いのではという話があった。

ファシリテーター 運営会での話し合いの経緯を発表してもらいました。運営会としては「18歳以上」ではどうかということです。「公職選挙法を準用する」という意見もありましたが、【資料7】を見ると、根拠の欄が埋まっています。「公職選挙法を準用する」という意見の方で根拠の欄を埋めてきた方はいますか。

委員 私は今の意見と違うので発言させてもらう。結論は現在の投票年齢に準じて20歳である。考え方について、1つ目は考え方であるが、投票者と事務を行う側、社会の動向を見る必要がある。2つ目は過去の区民の投票状況を見ないといけない。3つ目は費用と時間を考えなければいけない。4つ目は基本条例を定める組織の住民投票の状況と意見を尊重するべきだと思う。結論は先程言ったように「公職選挙法を準用する」のに賛成である。理由はいくつかある。1つ目は、18歳としたら理由付けをしなくてはならない。現在は屁理屈を付けるより、無理がないやり方が合意を得やすい。2つ目は社会的動向を見てからでも遅くない。その間に若い人たちに意識付けをすればいい。3つ目は、住民投票は考え方を賛成と反対に二分する。場合によってはしこりが残る。そのようなことを踏まえれば、年齢や実施方法は慎重に議論しなければいけない。

また、投票の機会が増加する傾向にあると思う。聞くところによると選挙 1 回に約 1 億円かかる。最後に、重大な権利行使についてであるので慎重に議論したい。先程から外国のことが出ているが、新宿区は外国とは違う。外国とは気候、風土、文化が違う。当然小さいときからそのような教えをしている。ある日、区民に「18 歳以上」と言っても本当に良いのかは疑問がある。

牛山教授 今の委員のご意見は「公職選挙法に準ずる」という意見の根拠と「20 歳以上にする」という意見の根拠の両方が入っていたと思います。なので、そこを分けて発言していただくともっと分かりやすいです。例えば費用負担が増加するというのは「20 歳以上にする」という意見の根拠ですね。要するに有権者が増えとお金がかかるということです。また、急に 18 歳にしても出来ないという意見も「20 歳以上にする」という意見の根拠です。「20 歳以上にする」という意見と「公職選挙法に準ずる」という意見の両方が混在していると思います。

委員 「20 歳以上にする」という意見と「公職選挙法に準ずる」という意見は表裏一体である。「公職選挙法に準ずる」ということは「20 歳以上にする」ということであると考えている。費用についてですが、住民投票が増える傾向にあるので費用について覚悟しなければならない。予算の支出が増える機会が多くなるということで発言した。

牛山教授 まず、住民投票の実施回数が増える傾向にあるというのは一般的な事実ではないです。市町村合併に関連して、住民投票が増えているだけです。国が政策的に合併特例法をつくり、合併推進のために住民投票を制度化して、市町村合併が進んだだけで、それ以外の住民投票はほとんど実施されていません。表裏一体ということですが、例えば国の法律が変わり、公職選挙法が 18 歳以上になった場合、費用が増える、急に言われても出来ないという先ほどの委員の危惧や懸念が生じます。おそらく国会でも年齢についての議論がされるでしょう。私は「20 歳以上にする」という意見と「公職選挙法に準ずる」という意見は同じではないと思います。

委員 増加の傾向にないというのは先生の言う通りかもしれない。しかし、住民投票を設けると今まで以上に住民投票の機会は増える。増加する傾向は予想できるのではないか。

委員 お話を聞くと、住民投票自体に対しての考えがどうなのかとお聞きしたくなる。つまり、住民投票が増えると費用がかかるというように聞こえる。住民投票はやっていいという前提で年齢についての議論なら分かるが、これから住民投票は増えて費用が増えるから芳しくないというから、「20 歳が良い」と聞こえた。それでは、住民投票には比較的賛成ではないというように聞こえる。それについてはどうなのか。

委員 住民投票を設けることには賛成である。公職選挙法のほかに住民投票の機会を設けるとさらに費用がかかるということを総合的に考える必要があると言っている。

ファシリテーター 選挙をするということに住民投票をプラスされるということではないと思います。新宿区で住民投票が行われたかはわかりませんが、住民投票という制度を設けることで費用負担は発生しますよね。

委員 設けるだけでは発生しない。実行するときに発生する。

ファシリテーター しかし、住民投票を行えば費用負担が発生すると言うならば、住民投票の制度をつくった時点でそれを覚悟しなければいけないことです。よって、それと年齢要件は話が違う

と思われます。「総合的に考える」と言われても分からないと思います。

委員 当然に住民投票は選挙と同じで投票する側と事務局側がある。手間暇がかかることである。それはお金も人も必要になる。そのようなことも考えるべきである。年齢とイコールかと言われると、ファシリテーターの言う通りである。

委員 質問がある。「18歳にする」となると事務手続きの費用が増すということなのか。現実的にあるのか。公職選挙法の20歳以上の名簿はある。その名簿は利用できる。18歳にするとどれ程の費用が増すのか。

事務局 やり方によります。選挙人名簿のように毎年調製するとなると、選挙の名簿と住民投票の名簿を2本立てでつくることにあります。選挙人名簿はほぼ毎年何らかの選挙があるので、毎年調製しています。住民投票の名簿を毎年調製する必要があるかどうかによって、かかってくる費用が変わります。

委員 公職選挙法が18歳に変わればどうなりますか。

事務局 住民投票が18歳で公職選挙法が18歳になれば、外国人などの要件を除いて年齢だけを見ると基本的に同じ名簿を使えます。従って、年齢によって費用がかかるというよりも選挙の実施によって費用がかかるという方が大きいかと思います。そして年齢と選挙の回数は直接結びつきません。

委員 有難うございます。

委員 他のものを基準にするのか、新宿独自のものを考えるのかがある。基準になるものが別にあるのであれば、それによって何歳かが決まる。私自身は新宿区の条例なので新宿区の独自の考えでいいと思う。そして年齢については若い人に地域への関心を深めてもらいたいので「18歳以上」に賛成です。

ファシリテーター 「公職選挙法を準用する」というご意見のある方は他にいますか。「公職選挙法を準用する」について根拠がありますか。

委員 公職選挙法は人を選ぶためのものだが、住民投票は人ではなく新宿を良くするための物事を決めるものである。物事を決めることと人を選ぶものを一緒にする必要が無い。18歳、19歳がこれから意見を言って自分たちの世界をつくっていかなければいけない。そのようなことで「18歳以上」にする必要がある。

委員 18歳にすると費用がかかるというのはかけるべき費用であるので理由にならないのではないかと。もう一点、確認したいのだが、「公職選挙法を準用する」というのと「20歳以上にする」が表裏一体であるのなら、公職選挙法が18歳になれば、新宿区の住民投票も18歳で良いのか。

委員 2点目の質問から答えると、公職選挙法が18歳になれば、当然住民投票も18歳で良い。その間に区として若い人たちに意識付けをすることが大事である。ある日突然、住民投票権を行使しても良いといわれてもどうかと思う。費用については、費用がかかることは当然理解してある。住民投票を設ければ、それなりに人や予算が必要になる。費用がかかることは認識している。

委員 私が聞いたかったのは、かけるべき費用なので、費用がかかることは問題にならないのではないかと。

委員 当然、必要な費用は予算措置をしなければいけないと思う。

委員 私は今 55 歳でこの間、安保 50 年を迎えた。3、4 歳の頃は若者が国会にデモ行進をしていた。あの当時の 18 歳、19 歳の人々が政治思想をもっていた。それが悪いかどうかは別にイキイキしていた時がある。今高齢化の中で地域でも長老に従ったり、言うとおりにしなければいけないかもしれない。しかし、あの当時は若者のエネルギーで世の中を変えようとした。これからの新宿を考えると、若い方の意見を尊重する意味でも、費用などは関係なく「18 歳以上」にする必要がある。それが新宿区を活性化していくのではないかとと思う。

委員 イキイキした若者になってもらうためにも「18 歳以上」にしたい。公職選挙法が変わったから新宿区も 18 歳にするということではなく、新宿区独自の自治基本条例の中で、国とは違う 18 歳にすることで一つの仕掛けにしたい。自治基本条例が出来ても、若い人たちを啓発する時間はあると思う。国が公職選挙法を 18 歳にする前に新宿区で 18 歳にしたい。若い人たちに少しでも地域に目を向けてもらうために、国がそうしたから新宿もそうしたと思われたくない。そのようなことが理由である。

委員 なぜ今、18 歳以上にする必要があるのかが疑問である。それから外国がしているからなぜしなくはいけないのか。私は多くの人と付き合い、若い人との付き合いもあった。しかし、それだけの意識があったかは疑問である。だから、「公職選挙法を準用する」として、その間に教養を深め、意識付けをするのが本来の新宿区の姿であろうと思う。他の市町村がしているからするというような話ではない。今「18 歳以上」にすることが必要ならば、どのように教養を深め、意識付けをするのか。

委員 例えば、米軍の基地を新宿につくるとなったときに賛成か反対かを問うのが住民投票である。だから、皆さんが新宿区にとって重要だと思ったことを住民投票するのではないかとと思う。そのような意味で若い人が政治参加し意見出してくるためにも行った方が良い。今の若い人が政治のことに興味も知識もないという考えが「公職選挙法を準用する」という意見の中に多く見られた。

委員 18 歳にしたい理由は何か。

委員 高校を卒業する年齢に達するからである。例えば政府は公立高校を無償化するといっている。つまり全入させるわけである。中学を卒業し、働く人をほとんど想定していない。ということは高校を義務教育に準ずるように見えて、それを卒業する年齢だから 18 歳に賛成である。それが一つの論拠であるし、諸外国と比べればということは皆さん言われているのではないか。

委員 高校卒業後の 2 年は様々なことを勉強すると思う。意識付けは人により変わってくる。多くの意見を聞いた方が良いというのは賛成であるが、どこまでの年齢にするかは日本である。

牛山教授 私は皆さんの意見をどちらかに誘導したいわけではありません。それは皆さんで議論すれば良いと思います。私が住み、働く自治体であればもっと強く言いたいこともあります。しかし、事実関係ははっきりしたい。「諸外国の」とおっしゃいましたが、先進国の多くは 18 歳になっています。政治について民主主義の教育をし、18 歳としている。先進国では、日本と若干の国がありますが、ほとんどは発展途上国が 20 歳、22 歳にしています。それは外国のことだろうというの分かりますが、一方で、国内でも多くの自治基本条例や住民投票条例が有権者を 18 歳にして

います。この会に参加できるのも18歳以上です。新宿区の方針からすれば、これから行うこの条例に関する意見を集めるのも18歳にするのではないかと思います。そして「18歳」の根拠は高校を卒業し、社会に出たり大学に進学したりするという一つの客観的な区切りがあります。私に関わったある自治体では「16歳」にし、私も賛成しましたが、ここでそれを主張するつもりはない。皆さんの意見では「18歳」が多く、そこに客観的な根拠もあるので「18歳」でどうかということと、もう一つ多くの自治体で「18歳」にしているということは、それらの自治体では条例で18歳は住民投票の資格があるのだと判断しているということです。新宿区は、それらの自治体より18歳が遅れていると客観的に言える事実はあるのでしょうか。個人情報保護でも情報公開でも、自治体が国の法改正を先導してきました。国に準ずるとするのはそれに逆行します。しかし、小林さんのおっしゃる事も分かります。どうしても譲れないということであれば、さらに議論するかを話し合わなければいけません。他の自治体で「18歳以上」にしているという取り組みを踏まえ、新宿区はどうして20歳までは駄目なのかを考えて総合的に判断していただきたいです。後は皆さんで議論して下さい。

委員 いつまでも議論しても平行線をたどると思う。18歳として本当に投票するゆとり、時間があるのかは疑問だがそれはそれとして、皆さんが18歳に賛成ならばそれで、進めていただきたい。

ファシリテーター 「18歳以上とする」ことでよろしいですか。では検討項目8『住民投票』の投票権者の年齢要件は「18歳以上とする」ということで合意とします。時間を過ぎたので、発議要件についての議論はどうしますか。

委員 次回に。

事務局 それでは前回調べて欲しいと依頼があった、区議会選挙の当選者の最高得票数、最低得票数、当選者の平均得票数については報告させてください。

前回の選挙は平成19年4月22日に行われ、当選者の最高得票数が3675票、当選者の最低得票数が1358票、当選者の平均得票数は小数点以下切捨てで2140票です。投票率は本日配った【資料8】各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較に載せています。平成19年区議会選挙においては40.15%の投票率です。その時は繰り上げ当選の方がお一人いらっしゃったので、39位の方が繰り上げ当選になっています。従って39名の平均得票数が2140になります。

委員 別の質問になるが、前回の【資料1】第23回(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 次第の中の【資料6】区民討議会の概要について、とある。これを提出するにあたって、運営会は承知していたのか。

事務局 こちらは運営会ではなく、検討連絡会議の中で議題とさせていただきました。検討連絡会議には区民代表6名、計18名参加していただいている会議ですが、区民意見の集約の方法として区民討議会、区民アンケート、パブリックコメント、地域懇談会などの仕組みを持って区民意見の集約をしたいということで区民検討連絡会議の場で提案し、承認いただきました。

委員 三者会議で合意されたのか。

事務局 三者会議で提案させていただきました。

委員 中身についてもその時に事務局から説明したのか。

事務局 お配りした資料をもとにお話させていただきました。その中で、修正する意見が出されました。住民基本台帳だけではなく、外国人登録者の永住資格のある人も無作為抽出の対象とした方が良いという意見が出ましたので、そのようなかたちで行うという話をしました。それと人数も1000人から1200人にとということにしました。

委員 これを実施することに異議は無いが、そうすると、この区民検討会議がいらないのではないかと思ってしまう。

事務局 区民検討会議がつくった案などを持ち寄って、三者で検討連絡会議案にまとめます。検討連絡会議案に対して出来るだけ多くの区民の意見を集める仕組みとして、このようなかたちで地域懇談会、パブリックコメント、区民アンケート、区民討議会が意見をいただく仕組みになります。

委員 それは理解できるが中身を見ると、無作為に特別な関心をもたない一般の区民、1000人程度を選び、そこから50人程度に絞るということであったか。

事務局 絞るということではなく、その中で参加を呼び掛けます。それについて参加すると答えていただけなのが他の自治体の例からすると約5%の人になるので、50人を想定しています。

牛山教授 私も今の委員の危惧は感じている。この区民討議会は様々な難しいことがあると思います。本日は、このことについて議論すると時間がありません。実施するまで時間があることですし、今の提起を受けて改めて議論するということが皆さんがよろしければ確認し、次回以降ということでいかがですか。

事務局 それは中身の問題ですか。それとも、やるやらないを含めての議論ですか。

牛山教授 やるかやらないかは検討連絡会議で考えられたのでしょうから、ここで覆す事はないと思います。ただ、これが住民参加の仕組みやここで議論したこととの関係がどのようになるかを踏まえて、この会のメンバーの役割や、討議会の決定をどのように受け取るかを議論するべきだと思います。

ファシリテーター 今の案について運営会で一度検討してから皆さんにお示しいたいと思います。では、ここで区切りにしてよろしいですか。これで全体討議を終わります。